

議案第 8 3 号

大口町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正  
について

大口町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例  
を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、個人情報保護法等の改正等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

大口町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年大口町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条中「大口町個人情報保護条例（平成16年大口町条例第17号）第4条の規定を遵守し」を「個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するものをいう。）の保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう努め」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大口町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(秘密保持義務)</p> <p>第12条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、<u>個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定するものをいう。)の保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう努め、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> | <p>(秘密保持義務)</p> <p>第12条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、<u>大口町個人情報保護条例(平成16年大口町条例第17号)第4条の規定を遵守し、</u>個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p> |

## 改 正 要 旨

### 1 改正理由

令和5年4月1日に施行される個人情報の保護に関する法律により、国の官民の個人情報保護制度が統合されます。これにより、現行の大口町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）は廃止することとなり、新たに大口町個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されることとなりました。この改正は、旧条例を引用している条文を整理するため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正の概要

秘密保持義務について、内容に変更が生じないように条文の改正をしています。  
(第12条関係)

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。